

ご注文前に必ずお読みください

「MR Plug-in for Unity 開発ライセンス条件」(以下、本契約といいます。)は、キヤノン IT ソリューションズ株式会社(以下、CITS といいます。)が提供するソフトウェア「MR Plug-in for Unity」(本契約第 1 条に定めるものをいい、以下、許諾ソフトウェアといいます。)の使用許諾条件です。

お客様より直接または販売代理店を経由して送付いただいた CITS 所定の注文書が CITS に到達した時点をもって、お客様は本契約に同意されたものとさせていただきます。

本契約に同意されない場合は、お客様は CITS より「許諾ソフトウェア」の使用許諾を受けることができず、「許諾ソフトウェア」を使用することはできません。

なお、本契約は、『MR Plug-in for Unity』の開発ライセンスに関する使用許諾条件です。

お客様が『MR Plug-in for Unity』を使用して作成したコンテンツについて、頒布、公開その他商業上の用途での利用を行う場合、別途商業利用のライセンスが必要となります。

MR Plug-in for Unity 開発ライセンス条件

キヤノン IT ソリューションズ株式会社

1. 定義

(1)本契約において「Unity」とは、米 Unity Technology 社製のゲームエンジン“Unity”シリーズの内、別途 CITS が指定するものをいいます。

(2)本契約において「MR 製品」とは、キヤノン株式会社の MR(Mixed Reality)製品の内、別途 CITS が指定するものをいいます。

(3)本契約において「許諾ソフトウェア」とは、「Unity」で作成されたコンテンツを「MR 製品」上で動作可能なように変換するための、CITS 製のソフトウェア“MR Plug-in for Unity” 及びそのマニュアルその他提供される場合にかかるドキュメントをいいます。

(4)本契約において「対象コンテンツ」とは、「Unity」にて作成され、「許諾ソフトウェア」にて「MR 製品」上で動作可能な形に変換された、exe 形式のコンテンツをいいます。

2. 使用許諾

(1)お客様は、「対象コンテンツ」を開発する目的(以下「開発目的」といいます。)で、一時にお客様の1台のコンピュータにおいて、「許諾ソフトウェア」を使用(「使用」とは、「許諾ソフトウェア」をコンピュータにインストールすること、または、かかるコンピュータにおいて表示し、アクセスし、読み出し、また実行することのいずれをも含むものとします。以下同じ。)することができます。

(2)前記(1)に基づきお客様が開発した「対象コンテンツ」について、お客様が第三者に対して商業上の用途で使用させる(頒布、使用許諾、タイムシェアリング、ホスティング等を含むがこれに限らない一切の使用をいい、「商業利用」といいます。)場合は、お客様は、CITS から別途、「商業利用」のための許諾を得る必要があります。お客様が「商業利用」を希望する場合、本書下部の CITS の連絡窓口まで、直ちに通知するものとします。

(3)お客様は、キヤノン株式会社が別途発行する「キヤノン MR 製品用の SDK 購入者向けガイドライン」の最新版に従って「対象コンテンツ」を開発するものとします。かかるガイドラインは、キヤノン株式会社によって、いつでも改訂される可能性があります。

(4)お客様は、バックアップの目的でのみ、「許諾ソフトウェア」を1部複製することができます。但し、お客様は、かかるバックアップコピーに「許諾ソフトウェア」に含まれているすべての著作権表示を含めた形で複製を行うものとし、また、かかるバックアップコピーを記録した記録媒体上に、「許諾ソフトウェア」に表示されているものと同一の著作権表示を行うものとします。

(5)お客様は、本契約で明示的に許諾される範囲を超えて「許諾ソフトウェア」を使用、利用等(複製・頒布等を含む)してはならないものとし、また、いかなる第三者にもこのような行為を行わせないものとします。

(6)お客様は、本契約に定める場合を除き、「許諾ソフトウェア」の全部または一部を修正、改変、リバース・エンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルまたは他のプログラミング言語へ変換することはできません。また、第三者にこのような行為をさせてはなりません。

(7)本契約に明示的に定める場合を除き、お客様は、「許諾ソフトウェア」を再使用許諾、譲渡、販売、頒布、賃貸、リースもしくは貸与すること、または複製もしくは翻訳することはできません。

(8)お客様は、「許諾ソフトウェア」に含まれる CITS または CITS のライセンサーの著作権表示を変更、除去または削除してはなりません。

3. 権利の帰属

(1)「許諾ソフトウェア」およびその複製物にかかる一切の権原および知的財産権は、CITS または CITS のライセンサーに帰属します。

(2)本契約に明示的に定める場合を除き、CITS および CITS のライセンサーのいかなる知的財産権も、明示したと黙示したとを問わず、お客様に譲渡または許諾されるものではありません。

(3)「対象コンテンツ」に関する著作権は、CITS には帰属しません。

4. サポートおよびアップデート

CITS、CITS の関係会社(CITS を支配し、または CITS によって支配され、または CITS と共通の支配下にある会社をいいます。)、それらの販売代理店および販売店(以下総称して、「CITS 等」といいます。)は、「許諾ソフトウェア」のメンテナンスおよびお客様による「許諾ソフトウェア」の使用を支援することに、並びに「許諾ソフトウェア」に対するアップデート、バグの修正またはサポートの提供について、いかなる責任も負わないものとします。

5. 限定保証および保証の否認・免責

(1)「許諾ソフトウェア」は、『現状のまま(AS-IS)』の状態で使用許諾されます。「CITS 等」は、「許諾ソフトウェア」に関して、商品性および特定の目的への適合性の保証を含め、いかなる保証も、明示したと黙示したとを問わず一切しないものとします。

(2)「CITS 等」は、「許諾ソフトウェア」の使用または使用不能から生ずるいかなる損害(逸失利益およびその他の派生的または付随的な損害を含むがこれらに限定されない)について、「CITS 等」の故意または重過失によるものを除き、一切責任を負わないものとします。たとえ「CITS 等」がかかる損害の可能性について知らされていた場合でも同様です。

(3)「CITS 等」は、「許諾ソフトウェア」の使用およびお客様が「許諾ソフト

ウェア」を使用して作成した「対象コンテンツ」の使用に起因または関連してお客様と第三者との間に生じるいかなる紛争についても、「CITS 等」の故意または重過失によるものを除き、一切責任を負わないものとします。お客様は、万一かかる紛争が生じたときは、お客様の一切の責任により処理解決し、「CITS 等」にいかなる迷惑も及ぼさないものとします。

6. 輸出

お客様は、日本国政府または該当国の政府より必要な認可等を得ることなしに、「許諾ソフトウェア」の全部または一部を、直接または間接に輸出してはなりません。

7. 契約期間

(1)本契約は、お客様から CITS に対する「許諾ソフトウェア」の注文書の発行日より効力を有し、下記(2)または(3)により終了されるまで有効に存続します。

(2)お客様は、「許諾ソフトウェア」(そのバックアップコピーを含むものとします。以下同じ。)を廃棄し、且つ、インストール済みのすべての「許諾ソフトウェア」を消去したうえで、CITS に書面による通知を行うことにより、本契約を終了させることができます。

(3)お客様が本契約のいずれかの条項に違反した場合、直ちに本契約は終了します。

(4)お客様は、前記(3)による本契約の終了後直ちに、「許諾ソフトウェア」を廃棄し、且つ、インストール済みのすべての「許諾ソフトウェア」を消去するものとします。

(5)CITS は、法令・諸規則の制定・改正、監督官庁の指導等があった場合、または CITS が必要と判断した場合には、本契約を変更できるものとします。CITS は、当該変更を行う場合、変更内容およびその効力発生日を原則として当該効力発生日の 30 日以上前に書面またはメール等によりお客様に通知するものとします。お客様が変更後の本契約に同意できない場合は、前記(2)の定めに基づき本契約を終了することができるものとします。

(6)前記(4)並びに第2条から第5条、第7条および第8条の規定は、本契約の終了後も効力を有するものとします。

8. 分離可能性

本契約のいずれかの条項またはその一部が法律により無効となっても、本契約のそれ以外の部分は効力を有するものとします。

9. 準拠法および管轄裁判所

本契約は日本法により解釈され、本契約および「許諾ソフトウェア」に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として処理・解決を図るものとします。

以上

お客様が「対象コンテンツ」の「商用利用」を希望される場合の CITS 連絡窓口:

キャノン IT ソリューションズ株式会社 MR サポートセンター

電子メール: mr_support@canon-its.co.jp

受付時間:10:00~17:00(土曜・日曜・祝日及び年末年始 CITS 休業日を除く)

※「Unity」の名称、Unity のロゴ、およびその他の Unity の商標は、米国およびその他の国における Unity Technologies またはその関係会社の商標または登録商標です。